

愛称 パワード・インカム



利下げの一時停止を決定したFOMC

利下げ再開時期の手掛かりを示さなかったパウエルFRB議長

米連邦準備制度理事会(FRB)は、1月27日～28日に開催した米連邦公開市場委員会(FOMC)で主要政策金利である米フェデラル・ファンド(FF)金利の誘導目標を市場の予想通り3.50%～3.75%に据え置くことを決定しました。FOMCによる政策金利の据え置きは2025年7月29日～30日以来4会合ぶりの決定となります。

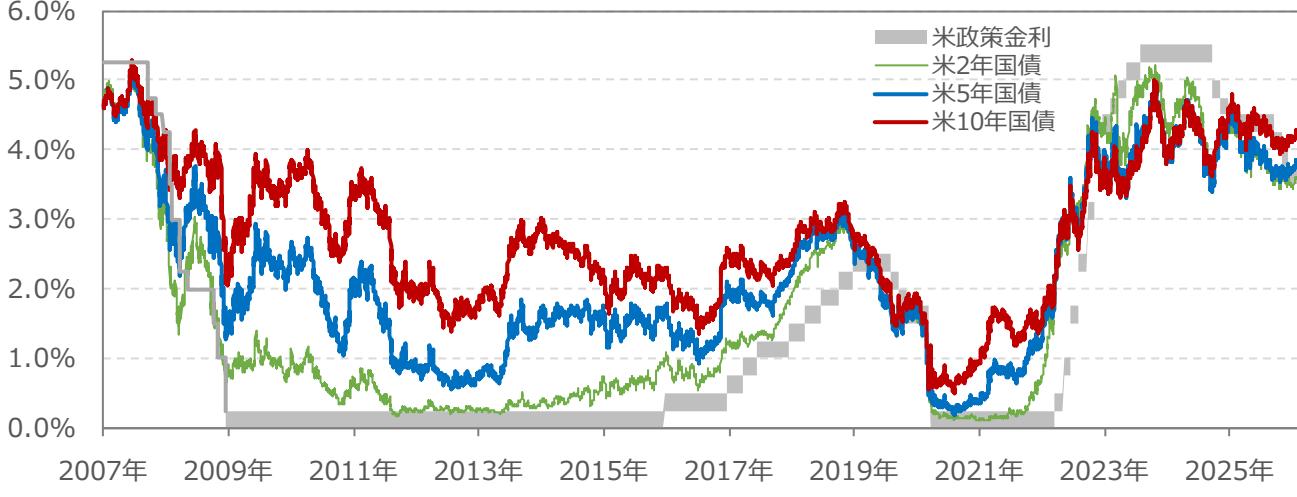
FRBは、終了後に公表した声明文で「経済活動は堅調なペースで拡大している。失業率には安定の兆しがみられる」とした上で「雇用に対する下振れリスクがここ数ヵ月間で高まったと判断する」との文言を削除したものの「雇用の伸びは低水準のままだ」と指摘し、ウォラー理事とミラン理事は政策金利の据え置きに反対票(0.25%の追加利下げを主張)を投じています。

パウエルFRB議長も、終了後の記者会見で「政策金利は中立金利の妥当な推定範囲内にあると考えられる。米国経済は堅調だ。労働市場は安定しつつある可能性がある。インフレ率は12月時点でわれわれが目標とする2%を大きく上回っていた可能性が高い。こうした高めの数値は主に財の価格上昇を反映しており関税の影響で押し上げられている」と述べています。

一方、「住宅セクターの活動は低調だ。労働需要は明らかに軟化している。サービス部門ではディスインフレが続いているように見える。昨年の一連の利下げ後の次の政策が模索される中、現時点での政策変更が利上げになるとみなす者は誰もいない。金融政策はあらかじめ決められた道筋にあるわけではなく会合ごとに判断を下していく」とも述べ、バランスをとっています。

米国の政策金利と債券利回りの推移

(2007年1月2日～2026年1月28日)



出所：Bloombergより作成

お申込みの際は販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」
および「契約締結前交付書面」等の内容をよくお読みください。

上記は過去の実績を示したものであり将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

愛称 パワード・インカム



今後の見通し①

まちまちとなったFRB当局者の発言

米国の長期金利は、2月6日の1月米雇用統計や2月11日の1月米消費者物価指数(CPI)、2月18日の1月27日～28日開催分のFOMC議事録、2月20日の12月米個人消費支出(PCE)デフレーター、3月4日の米地区連銀経済報告(ベージュブック)、要人発言などを見極めつつ、引き続き、方向感の定まりにくい相場展開が予想されます。

FRBが12月30日に公表した12月9日～10日開催分のFOMC議事録は「ほとんどの参加者は、より中立的な政策スタンスへの移行が労働市場の大幅な悪化の可能性を未然に防ぐのに役立つと指摘した。多くの参加者は関税が持続的なインフレ圧力につながる可能性が低下していることを示すデータがあると判断した」としており、その後もFRBメンバーからの賛同を示唆する発言(下表)がみられています。

米供給管理協会(ISM)が1月5日に発表した12月の製造業景気指数も、11月の48.2%から2024年10月の46.9%以来の低水準となる47.9%に悪化し、横這いを示す50%も10ヵ月連続で割り込み、金属加工製品の担当者からも「受注は引き続き減少している。10月は低迷し11月は最悪、12月も悲惨な状況だった。受注は1、2月とも芳しくなく前年比で25%減少している」との声が聞かれています。

【利下げを支持する米当局者の主な発言】

| 所属 | 発言者 | 投票権 | 日時 | 発言内容 |
|------------------|----------------|-----|-------|--|
| FRB | ミラン 理事 | ○ | 1月8日 | FRBにはさらなる利下げの余地がある。1.5%程度の利下げを考えている。これは主にインフレに対する私の見方によるものだ。基調的なインフレ率は目標の範囲内で推移しており、これは中期的にインフレ全体がどうなるかを示す良い指標だ。 |
| ニューヨーク 連銀 | ウィリアムズ 総裁 | ○ | 1月12日 | 雇用市場に過度のリスクを生じさせることなくインフレ率を目標の2%に戻すことがFRBにとって重要だ。ここ数ヵ月、労働市場の減速に伴い雇用の下振れリスクが高まる一方でインフレ率の上振れリスクは低下している。 |
| ミネアポリス 地区連銀 | カシュカリ 総裁 | ○ | 1月14日 | インフレ率は低下傾向にあると考えている。金利を過度に積極的に動かせば労働市場に悪影響を与える可能性がある。それは望ましくない。広範な金融逼迫は、まだみられないものの多くの企業や家計が厳しい状況にある。 |
| フィラデルフィア 地区連銀 | ポールソン 総裁 | ○ | 1月14日 | 現在の金融政策スタンスは、やや引き締め的だ。これまで行ってきた金融政策によりインフレ率は年末ごろには2%に達すると予想している。もしこれら全てが実現すれば年後半には政策金利の小幅な調整が適切となる可能性が高い。 |
| FRB | ボウマン 副議長 | ○ | 1月16日 | 労働市場の状況が明確かつ持続的に改善しない限り政策を調整して中立水準に近づける用意をしておくべきだ。金融政策は既定のコースにはないものの状況の変化を認識することなく利下げ一時停止のシグナルを送ることは避けるべきだ。 |
| FRB | ジェファーソン 副議長 | ○ | 1月16日 | 現在の政策スタンスは良好な位置にある。向こう1年間の米国経済、労働市場、インフレ動向について慎重ながらも楽観視している。インフレ率には上振れリスクは残るものFRBが目標とする2%に持続的に向かっていく可能性が高い。 |

愛称 パワード・インカム



今後の見通し②

強弱入り混じる米国経済

FRBが1月14日に公表したベージュブックでも「小売業や飲食店などの一部業種の取引先は価格に敏感な顧客へのコスト転嫁に消極的であった。先行きについて企業は物価の上昇ペースがやや鈍化すると予想している。賃金は緩やかなペースで上昇しており、複数の調査先から賃金の伸びは通常の水準に戻ったとの報告があった」と指摘されています。

全米住宅建設業者協会(NAHB)が1月16日に発表した1月の住宅建設業者指数も12月の39から37に悪化し、横這いを示す50も2024年5月以降21ヵ月連続で割り込み、NAHBのヒューズ会長も「買い手は高い住宅価格と住宅ローン金利を懸念している。住宅価格年収倍率の高止まりを考えると頭金の準備が特に困難になっている」とコメントしています。

米コンファレンス・ボードが1月27日に発表した1月の消費者信頼感指数(1985年=100)も、物価の上昇や雇用の伸び悩みに対する不安の強まりなどを背景に、12月の94.2から2014年5月の82.2以来約11年ぶりの低水準となる84.5にレベルを切り下げ、このうち現況指数も123.6から113.7、期待指数も74.6から65.1に悪化しています。

一方、FRBメンバーからのインフレリスクを警戒する発言(下表)は増えてきており、FRBが12月30日に公表した12月9日～10日開催分のFOMC議事録にも「複数の参加者は高インフレが定着するリスクに懸念を示しインフレ率が高い状況で政策金利をさらに引き下げるることは政策当局が2%のインフレ目標に対するコミットメントを弱めたと誤解される可能性があると指摘した」と記されています。

【インフレリスクを警戒する米当局者の主な発言】

| 所属 | 発言者 | 投票権 | 日時 | 発言内容 |
|-------------|-----------|-----|--------|---|
| クリーブランド地区連銀 | ハマック 総裁 | ○ | 12月21日 | 労働市場の脆弱性よりも高水準のインフレ率を懸念しており最近の利下げに反対の立場だった。インフレ率が目標まで低下するか雇用がより顕著に弱まるか、いずれかの証拠がより明確になるまで、しばらくはこの水準で金利を据え置くというのが私の基本シナリオだ。 |
| セントルイス地区連銀 | ムサレム 総裁 | - | 1月13日 | 生産性が高まる状況にあると期待しているが、その判断は時期尚早だと思う。生産性向上を想定してインフレ率の2%回帰を達成しようとするのはなおさら時期尚早だ。近い将来、政策をさらに緩和する理由はほとんど見当たらない。 |
| アトランタ地区連銀 | ボスティック 総裁 | - | 1月14日 | 2025年にトランプ政権が導入した減税などの措置を背景に米国経済は2026年を通して加速し需要と物価に対する上昇圧力が続く可能性がある。インフレ率はFRBが目標とする水準からまだかなり遠い。金融政策スタンスを引き締め的に維持する必要がある。 |
| シカゴ地区連銀 | グールズビー 総裁 | - | 1月15日 | 労働市場には力強さがある。われわれが直面している最も重要課題はインフレ率を目標とする2%に戻すことだ。インフレ抑制に注力する必要がある。インフレ率が2%に戻る軌道に乗っていることを示す確固たる証拠が必要だ。 |
| カンザスシティ地区連銀 | シュミッド 総裁 | - | 1月15日 | トランプ政権が進める政策で景気が加速し物価上昇圧力が高まるとみている。インフレ見通しの悪化を防ぐには労働市場の一定の冷え込みは必要だった。現時点で追加利下げを実施する理由はほとんど見当たらない。 |

出所：プレスリリース、各種報道などより作成

上記は過去の実績を示したものであり将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

愛称 パワード・インカム



今後の見通し③

米国の長期金利は揉み合いからやや低下傾向での推移となる見通し

ISMが1月7日に発表した12月の非製造業景気指数も、11月の52.6%から2024年10月の55.8%以来のレベルとなる54.4%に上伸し、このうち先行指標となる新規受注指数も52.9%から57.9%、事業活動指数も54.5%から56.0%、雇用指数も48.9%から52.0%に改善し、サービス業の堅調地合いが続いていることを示唆しています。

米議会予算局(CBO)も、1月8日に公表した最新の経済見通しで「インフレ率はトランプ政権による関税引き上げのほか減税措置で需要の底上げが期待できることから今後数年間FRBが目標とする2%を上回る水準で推移するだろう。現在3.50%～3.75%の政策金利は10-12月期に3.25%～3.50%に引き下げられ2028年までこの水準で維持されると予想している」としています。

国際連合も1月8日に2026年の米国の実質国内総生産(GDP)成長率見通しを拡張的な財政・金融政策の効果などを背景に前回9月時点の前年比+1.5%から前年比+2.0%、世界銀行も1月13日に前回6月時点の前年比+1.6%から前年比+2.2%、国際通貨基金(IMF)も1月19日に前回10月時点の前年比+2.1%から前年比+2.4%に上方修正しています。

FRBが1月14日に公表したベージュブックでも「物価は大半の地区で緩やかなペースで上昇し小幅な伸びにとどまつたのはわずか2地区のみであった。関税によるコスト上昇圧力は全地区で共通の課題となった。当初は関税関連コストを吸収していた複数の企業も導入前の在庫が枯渇したり、利益率維持の圧力が高まつたりするにつれ顧客への転嫁を開始し始めた」と指摘されています。

実体経済の状況や物価の先行き、トランプ政権の政策動向、金融機関の経営状態、米国債の予想変動率を示すMOVE指数(債券版VIX指数(恐怖指数))の動きなどを引き続き注視する必要がありますが、上記にみられるような環境の中、米国の金融政策も緩和傾向が続くと考えられ、米国の長期金利も振れを伴いつつ揉み合いからやや低下傾向での推移になるものと予想されます。

※バークレイズ証券からの資料をもとに当社が作成

収益分配金に関する留意事項



- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払わると、その金額相当分、基準価額は下がります。

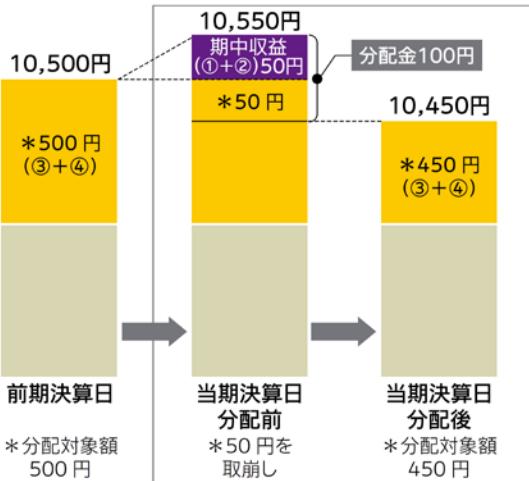


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

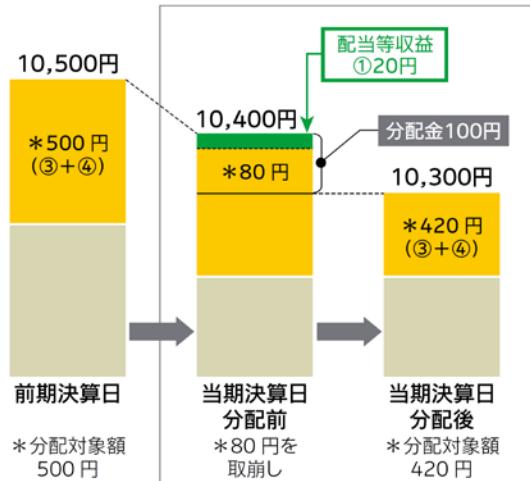
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

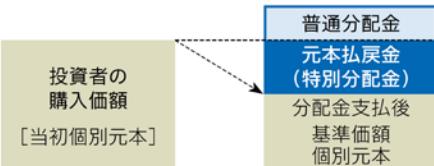
分配対象額は、以下①～④です。

①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金

※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

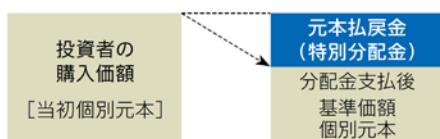
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）
は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

**元本払戻金
(特別分配金)** 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税は、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドは最大で5倍のレバレッジを活用するため、市場環境によっては基準価額が大幅に下落する可能性があり、一般的な債券ファンドと比べリスクが高い商品です。ご投資の際には慎重にご判断ください。

ファンドの主なリスクと留意点



（くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にて必ずご確認ください。）

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

- ファンドの主なリスクは以下のとおりです。※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

| | |
|---------------------------|---|
| レバレッジリスク | 当ファンドは投資信託証券を通じて、米国の4種類の債券(米国の国債、ジニーメイ債、投資適格社債、ハイイールド社債)に対し、各債券へのレバレッジの上限を250%、全体のレバレッジの上限を500%とし、分散投資を行います。最大で5倍のレバレッジを活用するため、債券市場が下落した場合には、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。この場合、債券の値動き以上に基準価額が大きく変動します。 |
| 価格変動リスク | 公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 |
| 信用リスク | 公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイイールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。また、当ファンドが投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引は、取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。 |
| 流動性リスク | 国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。当ファンドは投資信託証券を通じて、担保付スワップ取引を活用します。市場環境の急変やパワード・インカム戦略のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、当ファンドが投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引が当該戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイイールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 |
| 期限前償還リスク (プリペイメント・リスク) | ジニーメイ債の原資産となっている住宅ローンは、一般的に金利が低下すると借換えによる返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる返済が減少する傾向があります。（期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。）この場合、ジニーメイ債の期限前償還の増減にともなう、金利感応度の変化によって、ジニーメイ債の価格も影響を受けます。 |

他の留意点

- クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

お申込みメモ



くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にて必ずご確認ください。

大和証券でお申込みの場合

| | |
|--------------------------------|---|
| 購入単位 | 100円以上1円単位*または100口以上1口単位 * 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、上記単位でご購入いただけます。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 |
| 換金単位 | 1口以上1口単位 |
| 換金価額 | 換金請求受付日の翌々営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 |
| 申込不可日 | <申込日もしくは申込日の翌営業日が以下の日に該当する場合> ・ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日 ・米国国債決済不可日 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。 |
| 購入・換金 申込受付の 中止および 取消し | 以下の事態※が発生したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。 ※ 購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止（解約申込が一部受付となった場合を含みます。）ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき |
| スイッチング (乗換え) | 「毎月分配型」と「資産成長型」との間でスイッチング（乗換え）を行うことができます。 |
| 決算日 | 毎月分配型 原則、毎月 8 日（休業日の場合は翌営業日） 資産成長型 原則、3月8日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 毎月分配型 每決算時（年12回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 資産成長型 每決算時（年1回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 |
| 信託期間 | 2028年3月8日まで（設定日 2021年2月26日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。 |
| 繰上償還 | <ul style="list-style-type: none">● 主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合には、繰上償還となります。● 次のいずれかの場合には、繰上償還させることができます。<ul style="list-style-type: none">・ 受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合・ 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき・ やむを得ない事情が発生したとき |
| 信託金の限度額 | 1兆円 |
| 課税関係 | <ul style="list-style-type: none">● 課税上は株式投資信託として取扱われます。● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |
| 委託会社 | S O M P O アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |
| 販売会社 | 大和証券株式会社 |

その他の項目につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お客様にご負担いただく手数料等について



くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にて必ずご確認ください。

大和証券でお申込みの場合

投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|-----------|---|---|
| 購入時手数料 | 購入金額に右記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。 購入金額：（申込受付日の翌々営業日の基準価額/1万口）×購入口数 | 販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価になります。 |
| 信託財産留保額 | ありません | — |
| スイッチング手数料 | ありません。 | — |

購入時手数料率

| 購入金額 | 手数料率 |
|--------------------|----------------------|
| 2,000万円未満 | <u>3.30%（税抜3.0%）</u> |
| 2,000万円以上5,000万円未満 | <u>2.20%（税抜2.0%）</u> |
| 5,000万円以上1億円未満 | <u>1.65%（税抜1.5%）</u> |
| 1億円以上5億円未満 | <u>1.10%（税抜1.0%）</u> |
| 5億円以上 | <u>0.55%（税抜0.5%）</u> |

(ご参考)

| 口数指定で購入する場合 | 金額指定で購入する場合 |
|--|--|
| 例えば、基準価額10,000円の時に300万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入価額 = (10,000円/1万口) × 300万口 = 300万円 購入時手数料 = 購入金額 (300万円) × 3.30% (税込) = 99,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額309万9,000円をお支払いいただくこととなります。 | 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額（お支払いいただく金額）となるよう購入口数を計算します。例えば、300万円の金額指定で購入する場合、指定金額の300万円の中から購入時手数料（税込）をいただきますので、300万円全額が当該投資信託の購入金額とはなりません。 |

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせください。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|-----------------------------|---|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 毎月分配型 ファンドの日々の純資産総額に対して <u>年率1.518%（税抜1.38%）</u> を乗じた額です。 運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 |
| | 資産成長型 ファンドの日々の純資産総額に対して <u>年率1.518%（税抜1.38%）</u> を乗じた額です。 運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 |
| 投資対象とする 投資信託証券 の信託報酬等 | 年率0.231%（税抜0.21%） ※上記のほか、「パワード・インカム戦略」の管理費用（年率0.25%）、当戦略が内包する資産の取引コスト及びリバランスコスト、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査費用、弁護士費用等）、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。 ※上記は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 |
| 実質的な 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの純資産総額に対して 概ね1.749%（税込・年率） 程度となります。 ※ファンドの運用管理費用（信託報酬）年率1.518%（税抜1.38%）に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等（年率0.231%）を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用（信託報酬）は変動します。 |
| その他の費用・ 手数料 | 以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・外国における有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用 ・信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

■ 当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



投資信託説明書(交付目論見書)のご提供・お申込みは

設定・運用は

大和証券

Daiwa Securities

大和証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会：日本証券業協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人日本STO協会

SOMPOアセットマネジメント

SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された販売補助資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時に渡しますので、詳細をご確認の上、お客様自身でご判断ください。なお、お客様への投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。